

ヒアリング結果一覧

資料4

区分	項目	施策・事業	主な取組	達成状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	種別	今後の方向性 (選択式)	担当部署
1. 子育てが楽しいまちづくり	(1) 総合的な子育て支援体制の整備	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター、松ヶ原こども館)の充実	●令和4年度に、子育て支援センターどんぐりHOUSEを市役所敷地内に移転・新築し、児童館の機能や保健センター的機能などを有する子育て支援の拠点施設として整備します。 ●さかえ子育て支援センターと松ヶ原こども館は、講座や行事の充実に取り組みながら、引き続き事業を継続します。 ●総合市民会館などで開催されている家庭教育・子育て支援事業の講座などの類似・関連事業と調整し、より効果的な事業のあり方を検討します。	令和4年4月に、にじいろこども園(市役所敷地内)を開園し、子育て支援センターどんぐりHOUSEを移転させた。同施設及び他の子育て支援拠点の講座や行事の充実による来館者の増加に努めた。 また、「ふれあいサロン」(にこにこ相談)の実施を子育て支援拠点施設である子育て支援センターどんぐりHOUSEとし、保護者間交流・情報交換をより充実させるとともに、子育て支援コーディネーターと連携し、相談体制を整備した。また、対象者に妊婦を加え、対象者の拡充を行った。	B	市内子育て支援拠点施設さかえ子育て支援センターと松ヶ原こども館との相談体制での連携ができるよう、情報交換を行う具体的な連携方法を検討する。	連携強化	拡充	福祉課児童係 保健医療課保健予防係
1. 子育てが楽しいまちづくり	(1) 総合的な子育て支援体制の整備	相談体制の整備	●令和2年度からの「ネウボラ」の実施、令和3年度からの子ども家庭総合支援拠点の整備により、すべての子どもと子育て世帯の個々の状況や家庭環境などを踏まえたきめ細やかな支援・相談体制の確立を目指します。 ●保護者間の交流・情報交換の場でもある「ふれあいサロン」(にこにこひろば・もくばくひろば)の内容の充実や、栄養相談や健康相談など保護者の育児に関する不安解消のための相談体制の充実に取り組みます。 ●市以外の相談窓口について、所管・関係機関と連携・協力し、周知を強化するとともに、様々なケースの相談者が気軽に相談できるような雰囲気づくりを心がけるなど、相談体制の充実に取り組みます。	子育てガイドブック内に妊娠期からの情報や子育て期の情報を掲載するとともに、子育てガイドブックを母子健康手帳交付時に配布した。	B	子育て情報を得やすい環境づくりのため、情報発信の方法(アプリ等)を検討する。	情報発信	維持	福祉課児童係 保健医療課保健予防係
1. 子育てが楽しいまちづくり	(1) 総合的な子育て支援体制の整備	情報提供の充実	●市広報、ホームページ、フェイスブックなどの情報発信媒体を効果的に活用し、情報発信を強化するとともに、必要な方に必要な情報が届くよう、情報発信のあり方についても検討します。 ●子育て支援センターなどの子育て関連施設のほか、公共施設や商業施設、各種事業・イベントなどの機会などにおいても、子育て支援に関する情報の発信と内容の充実に取り組みます。 ●大竹市以外の団体などが実施する子育て支援に関する事業・活動を「市内の子育て情報」の冊子に掲載するほか、市の情報発信媒体を活用して周知を行います。 ●小・中学生を対象としたこども情報誌の内容の充実に取り組みます。	内容を取捨選択しつつこども情報誌を発行した。	B	子ども情報誌に適した情報の収集に留意しつつ発行を継続していく。	—	維持	福祉課児童係 保健医療課保健予防係 生涯学習課社会教育係
1. 子育てが楽しいまちづくり	(1) 総合的な子育て支援体制の整備	保育施設の開放	●保育所や認定こども園のイベントに参加できるオープナーを定期的に開催します。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度以降、オープナーの開催を見合わせている。	E	小方認定こども園については、施設内に支援センターがあり常時市民(子育て世帯)を受け入れているため実施しない。大竹保育所については、施設の改修完了後、開催するかどうかを検討する。	—	縮小	福祉課児童係
1. 子育てが楽しいまちづくり	(1) 総合的な子育て支援体制の整備	「ネウボラ」の実施	●妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う仕組み(=ネウボラ)を構築し、令和2年度から実施します。大竹市のネウボラは、市役所保健医療課に母子保健コーディネーター(保健師など)、子育て支援センターどんぐりHOUSEに子育て支援コーディネーター(利用者支援員=専門研修を受けた保育士)を配置し、相互に連携しながら相談・支援・関係機関との連絡調整などを行います。	妊娠期からの切れ目のない支援をおこなうために、母子健康手帳交付時、担当保健師を表明し、相談しやすい体制づくりを整えた。また、母子保健事業(パパママスクール、ふれあいサロン等)を通じて子育てコーディネーターと連携することができた。	B	市内子育て支援拠点施設さかえ子育て支援センターと松ヶ原こども館との相談体制での連携ができるよう、情報交換を行う具体的な連携方法を検討する。	連携強化	拡充	保健医療課保健予防係
1. 子育てが楽しいまちづくり	(1) 総合的な子育て支援体制の整備	親子の遊び場づくり	●令和4年度に移転・新設する子育て支援センターどんぐりHOUSEなど、親子、子ども同士・親同士が集い遊べる屋内型の子育て支援施設や、晴海臨海公園やさかえ公園などの遊具のある屋外施設などの充実・利便性の向上に取り組みます。 ●市内各地の公園について、子どもや保護者が気軽に楽しく遊べる地域の身近な場所となるよう、公園のあり方を地域住民と模索していきます。 ●ボランティア団体などが実施する、地域の身近な場所で乳幼児とその保護者が気軽に集い遊べる場を「子育てオープンスペース」として位置づけ、利用の促進に取り組みます。	令和4年4月に、にじいろこども園(市役所敷地内)を開園し、子育て支援センターどんぐりHOUSEを移転させた。また、令和2年度から令和5年度にかけて晴海臨海公園の西側園路、北側駐車場並びに水広場を整備した。	A	引き続き利用者のニーズに沿った整備の方針を検討していくとともに、安全に使用ができるように維持管理を行う。	—	維持	福祉課児童係 都市計画課計画整備係
1. 子育てが楽しいまちづくり	(1) 総合的な子育て支援体制の整備	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	●保護者のニーズを踏まえ、遅くとも令和3年度中に実施します。 ●実施後は、事業の定着・継続を図るため、支援の提供体制の確保に取り組みます。	令和3年7月からファミリー・サポート・センター事業を開始し、依頼会員の確保及び援助会員の増加に取り組んでいる。	B	引き続き、依頼会員の確保及び援助会員の増加に取り組む。	人材確保	維持	福祉課児童係
1. 子育てが楽しいまちづくり	(1) 総合的な子育て支援体制の整備	公民館等の自主事業・連携事業の推進	【子育てに関する公民館講座】 ●各公民館や総合市民会館などで、子育てに関する講座を開催し、子育てに関する知識の習得や保護者の不安解消に取り組む。 ●福祉課・子育て支援センターと連携して地域のニーズの把握に努め、地域の公民館の特性を活かした講座の充実に取り組みます。 ●保護者が「親の力」を学ぶための学習機会の増加に取り組む。	家庭教育支援講座、ベビーマッサージ、絵本のよみかき等を公民館講座として取り組んでいる。	B	家庭教育支援講座は概要的内容のみで、各年代に沿って行っていない。「親の力」を学び合う学習を充実させていく必要がある。	取組内容の改善	維持	生涯学習課社会教育係 福祉課児童係
1. 子育てが楽しいまちづくり	(1) 総合的な子育て支援体制の整備	公民館等の自主事業・連携事業の推進	【こそだてじゅく「ひよこルーム」】 ●家庭教育・子育て支援事業を継続するにあたり、母親のニーズを把握するとともに、市内の各種団体と幅広く連携を深め、情報交換を行い、事業内容の充実に取り組みます。 ●子育て支援センターの子育て支援講座などの類似・関連事業と調整し、より効果的な事業のあり方を検討します。	新型コロナ感染症拡大防止対策以降、公民館等での事業実施は中止している。	E	子育て支援センターどんぐりHOUSEの移設を機に、今後は、公民館講座の中で保護者の学習機会の増加に取り組んでいく。	—	廃止	生涯学習課社会教育係 福祉課児童係
1. 子育てが楽しいまちづくり	(1) 総合的な子育て支援体制の整備	図書館の自主事業・連携事業の推進	【おはなし会の充実】 ●図書館における絵本の読み聞かせ、紙芝居、人形劇などを行います。親子の集いの場としての役割を果たしていくため、事業内容の充実に取り組みます。 ●新たなメンバーを確保できるようにボランティア養成講座の実施を検討します。	毎月4種類のお話を実施している。ボランティア養成講座は実施できていないが、興味がありそうな方に随時声をかけ、既存のおはなし会の中で養成している。	A	定期のおはなし会以外にも随時行っているため、維持していく。また、ボランティア養成を行っていく。	人材確保	維持	生涯学習課社会教育係
1. 子育てが楽しいまちづくり	(1) 総合的な子育て支援体制の整備	図書館の自主事業・連携事業の推進	【えほんでハートフル事業の推進】 ●乳児健康相談(4か月児健診)時の実施に重点を置くなど、事業内容の充実に取り組みます。	毎月1回行っている。	A	えほんでハートフル事業を引き続き行っていく。	—	維持	生涯学習課社会教育係
1. 子育てが楽しいまちづくり	(1) 総合的な子育て支援体制の整備	子育てサークルへの支援	●子育て支援センターや松ヶ原こども館、総合市民会館・公民館などで行っている講座や行事を通じて知り合った子育て中の親同士が子育てサークルを発足する場合は、継続のための活動支援として、公共施設の利用料減免団体としての認定や、市広報・ホームページ・フェイスブックなどでの情報発信を行います。	子育て中の親同士が子育てサークルを発足したいといった問い合わせはない。	E	問い合わせ等があれば対応する。	—	維持	福祉課児童係 生涯学習課社会教育係
1. 子育てが楽しいまちづくり	(2) 家庭教育の推進	家庭教育の支援に関する講演会の開催	●青少年の非行・被害防止のための行事である「市民のつどい」において、家庭での教育を支援する内容の講演会を開催するなど、啓発活動に取り組みます。	新型コロナ感染症拡大防止対策により令和4年度まで中止、令和5年度は実施した。	A	講演内容の充実等を行いながら維持していく。	—	維持	生涯学習課社会教育係

区分	項目	施策・事業	主な取組	達成状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	種別	今後の方向性 (選択式)	担当部署
1. 子育てが楽しいまちづくり	(3) 多世代の交流の場づくり	多世代の交流促進	●地域活動・行事などの中で、高齢者と子どもやその保護者が世代を超えて交流できる機会を促進します。 ●公民館やコミュニティサロンなどの公共施設や、ボランティア団体などが実施する子ども・子育て支援の活動と連携し、地域住民と協力しながら多世代が交流できる場の構築に取り組みます。	地域介護課では、社会福祉協議会への委託により実施した。 若年層のボランティア意識を高めるため、「世代間交流事業」として高校生と高齢者のふれあい交流事業を実施し(例年3箇所5回程度)、支え合いと見守りを目的とした「支えあいマップづくり」(5地区)や「ふれあいサロン」(40地区)を開催した。その他、「居場所づくりと学習支援」(年51回)、「子育てサロン」(年48回)、引きこもり支援として「親の会」や「サロン」も、ボランティアを養成する「体操ボランティア養成講座」も開催した。 自治会では、自治組織助成金を交付することで、地域活動を支援し、世代を超えて交流できる機会を促進した。 また、公民館まつりや放課後子ども教室などで多世代交流に取り組んだ。	D	活動の継続にはボランティア(担い手)の育成は欠かせないものであるが、何より地域住民の意識醸成が重要である。そのためにも、社会福祉協議会が主導的に活動を継続して取り組んでいく。また、昨今の傾向として、複雑な課題を抱える家庭が増えているおり、気楽に多世代交流ができる場をつくることも今まで以上に配慮が欠かせない状況になっているので、関わる人たちの繊細な連携を図らなければならない。 自治会では、会員数が減少し、役員のみならず不足という多くの課題を抱えている。 社会教育では、公民館活動の中で、多世代交流の場を創出していく。	人材確保	拡充	地域介護課地域支援係 福祉課児童係 自治振興課自治振興係 生涯学習課社会教育係
1. 子育てが楽しいまちづくり	(3) 多世代の交流の場づくり	学校施設などの地域開放	●生涯スポーツの普及・振興、青少年の健全育成、地域住民のコミュニティづくりなどのため、学校教育に支障を及ぼさない範囲において、小・中学校の体育施設を市民に開放します。	年間を通じて大竹小・中学校、小方学園、玖波小・中学校のグラウンド等の学校施設開放を行った。	A	7日前までに申請するルールとなっており、利便性向上の観点から直前申請可能検討の余地がある。	取組内容の改善	効率化	生涯学習課施設スポーツ係
1. 子育てが楽しいまちづくり	(3) 多世代の交流の場づくり	スポーツを通じた多世代交流の推進	●スポーツ推進委員や地区体育委員の育成に取り組み、スポーツなどを通じた親子や地域の世代間交流を促進します。 ●グラウンドゴルフやラージボール卓球など、子どもから高齢者まで楽しめるニュースポーツの普及に向け、地域で指導できる人の育成に取り組む。	スポーツ推進委員などを中心に誰もが楽しめるニュースポーツの機会を提供し、リレマソンなど新たな多世代交流のスポーツイベントにも取り組んだが、人材育成が引き続き課題となっている。	B	スポーツ推進委員や各地域の指導者などの高齢化・固定化が進んでおり、人材育成が引き続き課題となっている。	人材確保	維持	生涯学習課施設スポーツ係
2. 母子の健康づくり	(1) 安心して妊娠・出産できる環境の整備	「ネウボラ」の実施 「母子健康コーディネーターによる取組」	【子育て支援プランの作成】 ●母子健康手帳交付時に全ての妊婦を対象に作成します。支援プランは、必要に応じて見直し、修正を行います。	すべての妊婦に対して支援プランを作成した。また、必要に応じて支援プランを変更し、支援方法や支援頻度を見直した。	B	支援プラン内容を該当年度の事業内容を反映したものにし、妊婦に分かりやすいものとなるよう工夫していく。	取組内容の改善	維持	保健医療課保健予防係
2. 母子の健康づくり	(1) 安心して妊娠・出産できる環境の整備	「ネウボラ」の実施 「母子健康コーディネーターによる取組」	【産前レター】 ●全妊婦を対象に妊娠5~6か月頃に、パパママスクールの案内などを郵送し、同時に産前電話(妊娠7~8か月頃)の事前告知も行います。	全妊婦を対象に産前レターを送付した。その際に、妊娠および産後の過ごし方について必要な情報の提供をおこなうとともに、産前相談(電話)の事前告知を行った。	B	産前レターで提供する情報を分かりやすくまとめられたものになるよう工夫する。	情報発信	維持	保健医療課保健予防係
2. 母子の健康づくり	(1) 安心して妊娠・出産できる環境の整備	「ネウボラ」の実施 「母子健康コーディネーターによる取組」	【産前相談(電話連絡)】 ●妊娠後期(妊娠7~8か月頃)に電話により、産後の支援体制などについて確認を行い、必要に応じて、事前にサービスなどの案内・説明を行います。	妊娠後期に電話連絡し、体調確認及び産後の支援体制などについて確認を行い、必要に応じて産後ケア事業の説明や助言を行った。また、希望者には面談を実施した。	B	連絡、面談する際に、確認すべき内容及び、対象に合わせた産前相談(電話)が行えるよう担当保健師と連携し取り組んでいく。	連携強化	維持	保健医療課保健予防係
2. 母子の健康づくり	(1) 安心して妊娠・出産できる環境の整備	「ネウボラ」の実施 「母子健康コーディネーターによる取組」	【産後ケア事業】 ●自宅での子育てに困難を感じている産婦に、心身のケアや育児に関するアドバイスが受けられるサービスを提供することで、母親の育児に対する負担の軽減につなげます。「宿泊型」、「デイサービス型」、「母乳外来利用型」などの利用形態があり、サービスの利用率については一部助成があります。	利用実績は「宿泊型」が5日間、「母乳外来利用型」が1回であった母乳ケア・産後ケア事業として、利用できる産科医療機関の拡充を行った。また、母子健康手帳交付時及び産前レターで事業の案内を行った。	B	令和6年度から対象者を拡充することにしたため、対象者に対し産後ケア事業の周知を積極的に市ホームページ、市広報等で行う。	情報発信	拡充	保健医療課保健予防係
2. 母子の健康づくり	(1) 安心して妊娠・出産できる環境の整備	「ネウボラ」の実施 「母子健康コーディネーターによる取組」	【家事育児支援サービス】 ●心身の不調や強い育児不安などによって育児や家事が困難になっている方に対して、ヘルパーなどによる家事等サービスを提供します。サービスの利用率については一部助成があります。	事業の実施を検討中である。	D	事業所の選定や事業所における提供できるサービスと家事育児支援サービス事業の内容をすり合わせ、実施に向けて整える。	連携強化	拡充	保健医療課保健予防係
2. 母子の健康づくり	(1) 安心して妊娠・出産できる環境の整備	「ネウボラ」の実施 「子育て支援コーディネーターによる取組」	●子育て家庭などから日常的に相談を受け、個別のニーズに応じてさまざまな教育・保育サービスの利用に関する助言や支援を行います。子育て支援に関する情報収集や提供を行うとともに関係機関などに繋ぐ役割も担います。	令和4年4月に開園したにじいろこども園(市役所敷地内)内の子育て支援センターとどんぐりHOUSEに子育て支援コーディネーターを配置し、教育・保育サービスの利用に関する助言や支援を行っている。	B	引き続き、教育・保育サービスの利用に関する助言や支援を行う。	—	維持	福祉課児童係
2. 母子の健康づくり	(1) 安心して妊娠・出産できる環境の整備	母子健康手帳・妊婦一般健診受診券(補助券)の交付	●母子健康手帳や妊婦一般健診受診券の交付時に妊婦と接し、出産に対する不安・疑問点を軽減します。 ●特定妊婦などの把握を行い、妊娠期からのフォロー体制を確立します。	母子健康手帳交付時に妊婦と面談し、地区担当保健師を紹介し相談先を明確に伝えた。また、妊娠7~8か月頃に産前レター等を送付して、妊娠期の不安や疑問に対応した。特定妊婦に該当する場合は、保健師間や家庭児童相談員での情報共有を行い、必要時家庭訪問などの支援を行った。	B	特定妊婦以外でも、支援が必要になる可能性のある妊婦に対し、妊娠中から状況確認の電話連絡や必要時家庭訪問を実施していく。	—	維持	保健医療課保健予防係
2. 母子の健康づくり	(1) 安心して妊娠・出産できる環境の整備	妊産婦健康診査等支援事業	●安心して出産に備えることができるよう、出産費用などの一部を助成します。 ●妊産婦健康診査の受診回数に応じて助成することにより、妊産婦健康診査の受診を促し、より安全な出産が行えるよう支援します。	妊娠中の健診の受診回数に応じて助成を行った。また、手続きをしていない方には乳児訪問や乳児健診の際に事業の案内を行った。	B	未申請防止のため、妊娠期からパパママスクールなどの事業の際に案内していく。	情報発信	維持	保健医療課保健予防係
2. 母子の健康づくり	(1) 安心して妊娠・出産できる環境の整備	妊産婦歯科健康診査事業	●妊産婦の口腔内の衛生状況を健康に保つために、妊娠中と産後の2回、歯科健康診査が受けられるよう受診券を交付します。 ●生まれてくる子どものむし歯のリスクを下げることに、生涯健康な歯をつくるきっかけとなることを目指します。	妊産婦歯科健康診査受診率が66.1%、産婦歯科健康診査受診率が60.6%であった。母子健康手帳交付時に、妊産婦歯科健康診査券を交付し、歯科受診勧奨を行った。産前レターなど妊娠期の事業や、10か月児面談時に産婦の歯科健康診査の受診勧奨をした。	B	産婦歯科健康診査受診率の向上に向けて、引き続き産前レターや10ヶ月児面談の際に周知する。	情報発信	拡充	保健医療課保健予防係
2. 母子の健康づくり	(1) 安心して妊娠・出産できる環境の整備	産科医療確保支援事業	●本市と廿日市市で形成される二次保健医療圏内で、産科医療の中核を担うJ A広島総合病院に対し、産科医を確保するため、廿日市市と共同で補助を行います。	令和5年度分娩数は全体149件のうち大竹市は9件(0.006%)であった。分娩を取り扱う医師に直接届く支援として補助を行った。	B	件数は前年より減っているが、引き続き、産科医療体制の維持に資するため、廿日市市と協調して補助を続ける。	連携強化	維持	保健医療課保健予防係
2. 母子の健康づくり	(1) 安心して妊娠・出産できる環境の整備	不妊治療に対する相談支援、特定不妊治療費の助成	●市広報などで、不妊・不育相談に応じる「広島県不妊専門相談センター」の周知を行います。 ●特定不妊治療費の助成を行い、経済的負担を軽減します。	広島県の助成制度に合わせて、先進医療に対する助成事業を行った。また、市広報、市ホームページ等で周知した。 市役所に来庁し特定不妊治療費助成を申請する方については、県への申請の有無を確認し、未申請の場合は、県へ申請するよう周知に努めた。	B	引き続き、大竹市で行っている不妊治療について、ホームページ等を活用し、周知する。	情報発信	維持	保健医療課保健予防係
2. 母子の健康づくり	(1) 安心して妊娠・出産できる環境の整備	パパママスクールの充実	●教室の参加率向上に取り組む。出産や育児に関する疑問点を解決できるよう働きかけるとともに、夫婦で出産に向けてお互いの役割を再確認し、安心して出産を迎えられるよう支援します。	ママ20名(延34名)、パパ16名(延27名)の参加があった。(参加率：ママ18.2%、パパ14.5%) 助産師が講師の回では、抱っこの仕方から産後の心身の変化等を実演や講義形式で実施し、産前だけでなく産後の参加も見られた。妊産婦同士の交流もあり、互いに情報交換の場となった。	B	妊娠届出時及び赤ちゃん訪問時等、教室に参加してもらうよう周知を行い、参加率を上げます。 パパとママが一緒に参加しやすいよう土日の開催だけでなく平日の回も継続します。	情報発信	維持	保健医療課保健予防係

区分	項目	施策・事業	主な取組	達成状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	種別	今後の方向性 (選択式)	担当部署
2. 母子の健康づくり	(2) 母子保健の充実	乳幼児健診の充実	●受診率と受診者の満足度向上に取り組みます。 ●未受診者の受診勧奨と把握に取り組みます。 ●健診受診者に対するフォロー体制を確立します。	乳児健康相談受診率：99.2%、1歳6か月児健診受診率：98.5%、3歳児健診受診率：100%であった。 令和2年度から視能訓練士による視機能検査（スポットビジョンクリーナーを使用）を実施した。 健診未受診者に対し、再通知や電話連絡などを行い、必要に応じて家庭訪問や所属への状況確認を実施した。	B	受診率の向上に努める。 異常の早期発見に努め、必要に応じて適切な保健指導や育児不安の軽減の場になるよう努める。	取組内容の改善	維持	保健医療課保健予防係
2. 母子の健康づくり	(2) 母子保健の充実	こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）の充実	●乳児のいる家庭への全戸訪問を行い、育児不安などを抱えている保護者などへの指導・相談の充実に取り組みます。 ●ハイリスク妊産婦への早期訪問・支援に取り組みます。	乳児のいる家庭への家庭訪問実施率（保健師または民生委員児童委員による）は91.4%（R5年度）であった。 ハイリスク妊産婦に対し、早期の家庭訪問や電話連絡を行った。	B	乳児のいる家庭への家庭訪問実施率を上げ、育児不安などの軽減に取り組む。 ハイリスク妊産婦に対して、福祉課の家庭相談員と連携しながら早期の家庭訪問及び継続的な支援を行う。	取組内容の改善	維持	保健医療課保健予防係
2. 母子の健康づくり	(2) 母子保健の充実	予防接種の充実	●接種率向上のため、未接種者への勧奨通知を継続して行います。 ●接種事故防止については、保護者と医療機関に対して注意喚起に努めるほか、予診票や接種券を間違えにくい工夫を行います。 ●新たに定期接種化されるワクチンの円滑な導入に向けて周知を行います。	未接種者への接種勧奨を継続実施した。新たに定期予防接種化されたワクチンが円滑に導入できるよう、各関係機関と調整した。	B	接種勧奨するタイミングや方法を工夫するとともに、各種母子保健事業でも接種状況を確認する。	取組内容の改善	維持	保健医療課保健予防係
2. 母子の健康づくり	(2) 母子保健の充実	ふれあいサロン（にこにこ相談・もぐばくひろば）の充実	●保護者間の交流・情報交換の場として、内容の充実のほか、栄養相談や健康相談など保護者の育児に関する不安解消のための相談体制の充実に取り組みます。 ●もぐばくひろば（離乳食教室）の参加者アンケートからニーズを把握し、適宜内容の見直しを行います。	にこにこ相談70名（延数）、もぐばくひろば70名（延数）の参加があった。 対象者に妊婦を加え、対象者の拡充を行った。また、保護者間の交流および情報交換の場となるよう実施場所を子育て支援センターとどんぐりHOUSEとし、子育てコーディネーターと連携し事業を実施した。 もぐばくひろば（離乳食教室）は対象者を2段階に分け、より対象者の状況に応じた内容となるよう実施した。	B	妊娠期からの相談場所としての認知されるよう周知に努め、切れ目ない支援ができるよう各母子保健事業とつなげていく。	情報発信	維持	保健医療課保健予防係
2. 母子の健康づくり	(3) 食育の推進	地域ぐるみの食育活動の推進	●食生活改善推進員と連携をとりながら、地域での食育を推進する講座を継続して開催します。	食生活改善推進員と協働で、レシピ配布や調理実習など地域での食育活動を計4回開催し、48名の参加があった。	B	地域のニーズに合ったテーマを食生活改善推進員と協議し、参加しやすい多彩な内容の講座を企画する。 食生活改善推進員が責任とやりがいをもって実施できるよう支援する必要がある。	取組内容の改善	維持	保健医療課健康増進係
2. 母子の健康づくり	(3) 食育の推進	保育所（園）、学校主体の食育の促進	●保育所給食を保育の一環と捉え、バランスのよい食事を皆で味わって食べることで、食べ物の大切さや食事のマナーを学ぶための体験の場となるよう、課題をこらえながら継続的に進めます。また野菜の栽培・収穫、クッキングなど、楽しみながら食べ物に触れる体験の機会を創出します。 ●学校給食を生きた教材として様々な教科などと関連させながら、学校教育活動全体で食育を推進します。また学校給食に地元の食材や郷土料理などを積極的に活用するとともに、フェイスブックなどで紹介するなど、地域への理解が深まるよう取り組みます。	保育所給食を保育の一環と捉え、継続的に給食の提供を行った。また、食塩摂取量の減少や野菜摂取量の増加に向けた取り組みや、野菜の栽培・収穫・クッキングなどにも取り組んだ。 学校においては、授業で大竹市の食材を取り上げ、学校給食について学習を行った。また、大竹市のフェイスブックに地域食材を使用した料理を公開した。	A	保育所給食を通じ、引き続き食育の推進に努めます。 学校においては、これまでの取り組みを継続します。	—	維持	福祉課児童係 総務学事課教育指導係
2. 母子の健康づくり	(3) 食育の推進	食育を進める人材の育成	●食生活改善推進員の確保に向け、養成教室を継続して実施します。 ●食生活改善推進員の研修会を継続して実施するとともに、栄養に関する講義の時間を設けるなど、知識習得を支援します。	養成教室は平成30年度を最後に実施できていない。 食生活改善推進員の資質を高めるための研修会（調理実習）を年3回開催した。（参加延数69名（R5年度）） 企業の食育出前講座を利用した研修会を年1回実施した。（参加人数22名（R5年度）） 郷土料理調理実習を年1回実施した。（参加人数25名（R5年度））	B	養成教室を定期的（隔年）に開催し、食生活改善推進員の確保に努める。 食生活改善推進員の高齢化などにより、毎年数名の退会者がある。 若い層にも自身が知識や調理技術を習得するだけでなく、地域住民にも広める手法が身につく内容を検討する。	取組内容の改善	維持	保健医療課健康増進係
2. 母子の健康づくり	(4) 小児医療体制の確保・充実	初期小児救急医療体制の確保	●休日診療所の施設・設備の老朽化に対して計画的に予算を立案し、適切な維持・管理を行います。 ●在宅当番医の運営のため、岩国市医師会などと連携して、休日の急患に対する診療・応急処置を行います。 ●広島西圏域における二次小児救急医療体制を維持しつつ、初期小児救急医療体制の構築について、関係機関と連携しながら検討します。	休日診療所については、現在の施設の維持管理を続けながら、医師会との検討を重ね、令和9年度を目標に旧なかはま保育所に移転することを決定した。 在宅当番医の運営は旧岩国市内は令和5年度末で廃止となったが、大竹市は引き続き実施する。 救急相談センター広島広域都市圏（#7119）事業、広島県小児救急医療電話相談（#8000）に参加し、小児救急体制への充実を図った。	B	休日診療所事業、在宅当番医事業とも、引き続き、大竹市医師会と協議しながら進めていく。 救急相談センター広島広域都市圏（#7119）事業、広島県小児救急医療電話相談（#8000）に参加し、小児救急体制を確保する。	連携強化	維持	保健医療課保健予防係
2. 母子の健康づくり	(4) 小児医療体制の確保・充実	こども医療費助成事業	●再編交付金を財源として創設した「にこにここども基金」を活用し、引き続き助成を行います。	令和5年10月に、対象者の年齢を中学卒業から満18歳に到達した日以降の最初の3月31日までのこどもに拡充したことで、多くのこどもに対して「にこにここども基金」を活用し、助成を行った。	A	今後も再編交付金を財源として創設した「にこにここども基金」を活用し、引き続き助成を行う。	—	維持	保健医療課国保年金係
2. 母子の健康づくり	(4) 小児医療体制の確保・充実	かかりつけ医づくりの推進	●市広報やホームページ、チラシなどを活用して、かかりつけ医の必要性についての理解が深まるよう取り組みます。	「子育てガイドブック」の冊子にかかりつけ医をもつことの必要性を掲載して、こんにちは赤ちゃん訪問事業の際や転入等の方に対して配布を行った。 市ホームページの「子育て情報ページ」へ情報を掲載した。	B	引き続き「子育てガイドブック」の冊子を活用して、かかりつけ医をもつことの必要性を周知する。 ホームページの「子育て情報ページ」にも継続して記事を掲載する。	情報発信	維持	保健医療課保健予防係
2. 母子の健康づくり	(4) 小児医療体制の確保・充実	医療に関する情報提供・相談体制の充実	●市内の医療機関に関する情報提供や、一次救急、二次救急、三次救急体制への理解を深めるとともに、小児救急電話相談、パパ・ママ応援「おうちの看護」携帯サイトなどの相談サービスの周知を通して適切な医療が受けられるよう、引き続き市広報やホームページ、チラシなどを活用しながら周知を行います。	「子育てガイドブック」の冊子を、こんにちは赤ちゃん訪問事業の際や転入等の方に対して配布した。 ホームページの「子育て情報ページ」へ情報を掲載した。	B	引き続き「子育てガイドブック」の冊子を、こんにちは赤ちゃん訪問事業の際や転入等の方に対して配布して、周知に努める。 ホームページの「子育て情報ページ」にも継続して記事を掲載する。	情報発信	維持	保健医療課保健予防係
3. 仕事と家庭の両立支援	(1) 保育体制・保育サービスの充実	保育施設の量と質の確保	●保育ニーズに沿った適正な規模の保育施設の整備を進め、効率的な運営を行います。 ●保育の質の向上のため、保育士の積極的な研修受講を促します。 ●保護者が安心して子どもを預けられるよう、保育環境の改善や防災・事故防止などの取組をソフト・ハードの両面から進めます。	公立保育所再編基本方針に基づき、令和4年4月に立戸保育所となかはま保育所を廃止し、新設した小方認定こども園に移転統合した。また、令和6年度には本町保育所を大竹保育所に統合させ、適正規模の保育施設の整備、効率的な運営を進めている。	A	今後は、保育の質の向上のための保育士の積極的な研修受講や、防災・事故防止などのソフト面での充実を図っていく。	取組内容の改善	維持	福祉課児童係

区分	項目	施策・事業	主な取組	達成状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	種別	今後の方向性 (選択式)	担当部署
3. 仕事と家庭の両立支援	(1) 保育体制・保育サービスの充実	保育サービスの充実	●公立保育所再編基本方針に基づき、令和4年度に小方地区、令和6年度に大竹地区の公立保育所を再編し、開所時間延長による延長保育事業の充実や一時預かり事業の充実に取り組みます。 ●病児・病後児保育事業については、実施状況を把握した上で、ニーズを踏まえながら事業を継続します。 ●休日保育については、保育ニーズを踏まえて引き続き検討します。	令和4年4月に小方認定こども園を開園し、開所時間の延長や延長保育事業の充実、一時預かり事業の充実に取り組んだ。	A	令和6年度から7年度にかけて大竹保育所の改修を完了した後、統合された大竹保育所の開所時間の延長や延長保育事業の充実、一時預かり事業の充実に取り組む。	取組内容の改善	維持	福祉課児童係
3. 仕事と家庭の両立支援	(1) 保育体制・保育サービスの充実	認定こども園の整備	●小方地区の公立保育所の再編により、立戸保育所となかま保育所を統合し、移転整備する新施設を認定こども園化します。 ●大竹地区の公立保育所の認定こども園化や、私立の認定こども園の整備については、今後のニーズを踏まえて検討します。	令和4年4月に、立戸保育所となかま保育所を統合し、小方認定こども園を開園した。同じく令和4年4月、新たな認定こども園(フルムーンインターナショナルこども園おたけ)が開園した。また、令和6年4月に、本町保育所を大竹保育所に統合した。	A	令和6年度から7年度にかけて、大竹保育所を改修(一部増築)する。	施設機能等の強化	維持	福祉課児童係
3. 仕事と家庭の両立支援	(2) 児童の安全・安心な居場所づくり	児童の居場所づくり	●主に小学校低学年の児童の居場所づくりとして、令和4年度に市役所敷地内に移転・新築する子育て支援センターに児童館的機能を備えます。 ●保護者や児童のニーズを踏まえ、既存施設の活用を検討するほか、関係団体と連携・協力しながら、必要な児童の居場所を確保します。	令和4年4月に、にじいろこども園を開園し、子育て支援センターを移転させ、小学校低学年を受け入れる児童館的機能を備えた。また、地域学校協働本部と協力し、放課後子ども教室やらんらんカレッジ事業を行うことで、子どもの居場所を作っている。	A	学校運営協議会との連携をしながら、地域に根ざした地域学校協働活動が求められる。	連携強化	維持	福祉課児童係 生涯学習課社会教育係
3. 仕事と家庭の両立支援	(2) 児童の安全・安心な居場所づくり	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の充実	●学校現場との連携を図り、子どもを預ける保護者の立場で安心して預けられる放課後児童クラブを目指します。 ●利用児童の増加に対応するため、職員の確保に取り組むほか、小学校の余裕教室などの活用を検討し、高学年を含めた利用希望者全員の受入れを目指します。 ●開所時間延長の実施など、利用ニーズに応じた多様なサービスを提供するために、民間活力の導入も含め検討します。	児童クラブの運営を民間に委託した。指導員の欠員補充等が円滑に行われるようになり、安定した運営が可能となった。	A	利用児童の増加に対応するため、余裕教室等の活用を協議していく必要がある。	施設機能等の強化	維持	生涯学習課社会教育係
3. 仕事と家庭の両立支援	(2) 児童の安全・安心な居場所づくり	放課後子ども教室の充実	●希望する児童が安全かつ安心して放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、引き続き啓発活動を行い、地域ボランティア・支援者の確保に取り組む。 ●地域の実情に合った教室を開催し、地域コミュニティとの連携に取り組む。開催に当たっては、余裕教室の利活用のほか、特別教室、体育館、校庭、図書室などの一時利用の促進に取り組む。 ●運営委員会において定期的に協議を行い、より効果的な実施方法を検討します。	公民館や学校等を利用して放課後子ども教室を9教室常設した。運営委員会は、地域学校協働本部と体制を変えた。	B	地域学校協働本部は学校運営協議会と連携しながら、学校が目指す子どもの育ちを応援できるような教室運営に取り組む。また、放課後子ども教室の効果的な実施方法を検討する。	連携強化	維持	生涯学習課社会教育係
3. 仕事と家庭の両立支援	(2) 児童の安全・安心な居場所づくり	放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型または連携型の取組	●必要に応じて放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携し、実施日やプログラムの内容などについて検討・調整します。	2校において児童クラブと連携した放課後子ども教室を実施している。	B	学校、児童クラブと連携した教室を充実させていく。	連携強化	維持	生涯学習課社会教育係
3. 仕事と家庭の両立支援	(2) 児童の安全・安心な居場所づくり	防犯体制の推進	●保育所・認定こども園・幼稚園において、防犯教育や不審者対策訓練を実施するなど、児童の安全を守るための取組を行います。 ●小・中学校での授業などを通して防犯教育を行い、小・中学生の防犯意識を高めます。 ●防犯活動に取り組む各種団体と連携し、青少年の規範意識の醸成と、青少年の犯罪被害防止に取り組む。 ●「こども110番の家」の新規協力宅の増加に取り組む。 ●市内の必要な箇所への防犯カメラの設置について、警察や大竹市防犯連合会などの関係機関・団体と協議しながら進めます。	保育所・認定こども園・幼稚園等において、防犯教育や不審者対策訓練を実施している。学校においては、授業や犯罪防止教室等で防犯について学習を行うことで、防犯意識を高めることができた。 「こども110番の家」の新規協力宅については、既存登録宅の見直し時に各媒体(市広報、ケーブルテレビ等)で周知を図ったが、年数件の増加にとどまっている。 大竹警察署、大竹防犯連合会と連携して、市内小中学校、保育園等による防犯講習を実施した。毎月広島県警察本部生活安全総務課から発行される「減らそう犯罪通信」を、市内中学校に掲示依頼し、防犯意識の向上を促した。	C	保育所・認定こども園・幼稚園等においては、引き続き防犯教育や不審者対策訓練を実施していく。学校においては、引き続き、関係機関との連携から授業や講演等を行い、防犯について学習を行う。「こども110番の家」については、引き続き周知を行い、既存登録の現状確認及び新規登録を進める。防犯カメラ設置に関する関心が高いため、街の発展に合わせ、防犯カメラ設置の必要性を吟味し、設置を進める。	施設機能等の強化	維持	福祉課児童係 自治振興課自治振興係 総務学事課教育指導係 生涯学習課社会教育係
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(1) 児童虐待・DV防止対策・要保護児童支援の推進	児童虐待の早期発見・予防	●令和2年度からの子育て世代包括支援センター(ネウボラ)の開設、令和3年度からの子ども家庭総合支援拠点の整備をはじめ、関係機関・団体が連携・協力し、妊娠期や出産早期から相談しやすい体制を整え、ハイリスク家庭の把握・支援の仕組みを強化するなど、児童虐待の防止に取り組む。 ●特定妊婦、要支援児童、要保護児童の正確な把握やアセスメントを各機関が連携して行い、将来の見直しをもって援助方針を定め、既存の事業を有効に活用しながら虐待の早期発見に取り組む。また、重篤なケースの場合は、広島県西部こども家庭センターとの連携により対応する。 ●親が子どもの困った行動に対応する力を学ぶためのペアレント・トレーニングを実施し、親の育児不安の軽減に取り組む。	乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や親子の心身の状況・養育環境の把握、相談、助言等を行う「乳児全戸訪問事業」を実施した。 現行の相談体制を拡充し、全ての子育て家庭に対する支援を充実させるため、令和2年度から子育て世帯包括支援センター(ネウボラ)を設置し、妊娠から切れ目のない子育て支援を実施しており、これらの相談・支援体制のひとつとして、「拠点とネウボラの連携会議」を月1回定期開催した。 ペアレント・トレーニング(講座)を年1回実施し、親の育児不安の軽減に取り組んだ。 また、DV相談件数は、令和元年度：5件、令和2年度：6件、令和3年度：10件、令和4年度：11件、令和5年度：17件と増加傾向にあり、そのうち母子に係る件数は、令和元年度：1件、令和2年度：2件、令和3年度：3件、令和4年度：4件、令和5年度：4件で、いずれも市関係部署や県こども家庭センターと連携をとりながら対応しており、母子に対して施設入所等の措置に至った事例はなかった。	B	引き続き、児童虐待の防止・早期発見に取り組む。ペアレント・トレーニング(講座)を実施することにより、親の育児不安の軽減にも取り組む。「こども家庭センター」の設置に向けて、市役所組織の見直しを検討する。各ケースごとに抱える課題が複雑になっており、一方向からではなく複合的な対応が必要となっているので、今まで以上に関係機関・団体の連携を密にしなければならぬが、個人情報の取扱いには細心の注意が必要である。福祉総合相談窓口「まるっと大竹」を活用して、包括支援につながる連携強化を図る。	連携強化	拡充	福祉課児童係 地域介護課地域支援係 保健医療課保健予防係
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(1) 児童虐待・DV防止対策・要保護児童支援の推進	虐待児童の保護・在宅支援	●大竹市虐待等防止ネットワーク会議(要保護児童対策地域協議会)において、児童の安全確保を第一に考えて対応します。特に緊急を要するケースにおいては、組織として決定する上で支援方針を明確にし、役割分担を図りながら対応します。 ●関係機関と連携した迅速な対応ができるよう、ケース会議の機能強化に取り組む。 ●児童が地域で安心・安全な生活を送れるよう、会議や関係機関による見守りだけでなく、日頃から地域が連携して、地域全体での支援力の向上に取り組む。	大竹市虐待等防止ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)実務者会議を開催し、各構成機関との調整を行っている。また、ケースによっては、関係機関と連携した個別ケース会議を開催している。計画期間中は、コロナ禍及びインフルエンザとコロナ同時発生などを理由に、虐待等防止ネットワーク代表者会議は開催できなかったが、重層的支援体制移行準備事業に取組みながら関係機関の連携を図り、福祉の総合相談窓口「まるっと大竹」の設置によって、迅速な対応が強化された。	C	引き続き、大竹市虐待等防止ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)実務者会議を開催し、児童虐待・DV防止対策・要保護児童支援の推進に努めていく。虐待被害が起きている原因や理由が複雑化しているため、各協議会や機関・団体が持つ情報をいかに慎重に共有していくかが課題となっている。福祉の総合相談窓口「まるっと大竹」を活用して、包括支援につながる連携強化を図る。	連携強化	拡充	福祉課児童係 地域介護課地域支援係
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(1) 児童虐待・DV防止対策・要保護児童支援の推進	子どもの権利尊重などの意識啓発	●毎年5月5日の「子どもの日」からの一週間を期間とする「児童福祉週間」について、子どもの人権や子どもの健全な成長について市民全体で考える機会となるよう意識啓発を行います。	子どもの人権や子どもの健全な成長について市民全体で考える機会となるよう、市広報に記事を掲載することにより意識啓発を行っている。	A	引き続き、意識啓発に努めていく。	—	維持	福祉課児童係

区分	項目	施策・事業	主な取組	達成状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	種別	今後の方向性 (選択式)	担当部署
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(1) 児童虐待・DV防止対策・要保護児童支援の推進	母子生活支援施設への入所	●母子の一時保護として母子生活支援施設の入所措置を行います。 ●措置を行った母子が早期に自立できるよう、施設とともに支援を行います。	令和2年度以降、措置が必要なケースはなかった。	A	今後、母子の一時保護として母子生活支援施設の入所措置が必要なケースがあれば、母子生活支援施設への入所措置を行う。	—	維持	福祉課児童係
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(1) 児童虐待・DV防止対策・要保護児童支援の推進	要保護児童への対応	●子どもが地域で安心・安全な生活を送れるよう、日頃の要保護児童対策地域協議会において、地域の連携、支援力を高め、可視化できるネットワークの構築に取り組めます。	大竹市虐待等防止ネットワーク会議(要保護児童対策地域協議会)を開催し、地域の連携、支援力を高め、可視化できるネットワークの構築に取り組んでいく。	A	引き続き、地域の連携、支援力を高め、可視化できるネットワークの構築に取り組んでいく。	連携強化	維持	福祉課児童係
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(1) 児童虐待・DV防止対策・要保護児童支援の推進	子育て短期支援事業の実施	●ショートステイに加え、令和2年度からトワイライトステイを実施します。	ショートステイ、トワイライトステイともに、一定の利用がある。	A	ショートステイ、トワイライトステイが必要なケースについては、今後も利用を促す。	—	維持	福祉課児童係
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(2) 障害のある児童などへの支援	障害児保育・教育の充実	●公立保育所において、再編交付金を財源とする基金による支援保育士の配置を継続します。 ●小・中学校において、児童・生徒の障害などの状態や教育的ニーズの把握を行い、きめ細やかな教育の充実に取り組めます。	就学前相談や学校生活を通して、幼児・児童・生徒の実態を把握し、保護者や本人の希望を聞きながら、次年度の就学先の決定や必要な支援の確認を行った。	B	これまでの取組を継続し、幼児・児童・生徒の実態把握を随時行う。また、児童・生徒に必要な支援を行い、充実した学校生活につなげる。	—	維持	福祉課児童係 総務学事課教育指導係
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(2) 障害のある児童などへの支援	特別支援教育支援員の配置	●児童・生徒の実態の把握を行い、配置状況を精査しながら、サポート体制の充実に取り組めます。	特別な配慮が必要な児童・生徒の実態や人数に応じて、特別支援教育支援員を配置した。	B	特別な配慮が必要な児童・生徒数が増加傾向のため、必要があれば増員を検討していく。	人材確保	維持	総務学事課教育指導係
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(2) 障害のある児童などへの支援	障害のある児童などの交流促進	●特別支援学校との交流や、特別支援学級に在籍しながら通常の学級で交流する機会を提供します。	授業や学校行事等で特別支援学級の児童・生徒が交流を行うことで、お互いを理解し、支え合うことができた。また、広島西特別支援学校の児童・生徒と交流をする学習を行った。	B	引き続き、目的を明確にしながらい交流を行う。	—	維持	総務学事課教育指導係
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(2) 障害のある児童などへの支援	特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給	●国の基準に沿って適正な支給を行います。 ●手当の支給対象となる方が漏れなく受給できるよう、制度の周知を行います。	国の制度に基づき、適正な手当支給を行っている。	A	引き続き、適正な手当支給を行っていきます。また、手当の支給対象となる方が漏れなく受給できるよう、制度の周知を行う。	情報発信	維持	福祉課児童係 福祉課障害福祉係
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(2) 障害のある児童などへの支援	特別支援教育就学奨励費の支給	●特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費などの一部を補助します。	「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条」及び「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育奨励費補助金交付要綱」に基づき認定事務を行い、適正な給付事務を行った。	A	学用品費や新入学学用品費等の定額化を進める。	取組内容の改善	効率化	総務学事課教育指導係
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(2) 障害のある児童などへの支援	児童デイサービスの利用促進	●障害のある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行う児童発達支援や放課後等デイサービスなどの児童デイサービスの利用促進に取り組めます。	窓口での案内や相談支援事業所の相談員等との情報共有を行った。	B	利用者が増加し続けた場合には、各事業所の定員を超えるため、通所したい事業所での受け入れが難しくなることが考えられる。市内の社会的資源を充実できるよう努める。	取組内容の改善	維持	福祉課障害福祉係
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(2) 障害のある児童などへの支援	補装具・日常生活用具の給付	●障害のある子どもの日常生活の困難を改善し、自立を支援するため、補装具・日常生活用具の給付を行います。	窓口での案内や、必要な際は児童係に配置された家庭児童相談員との情報共有を行った。	B	障害のある子どもに対する補装具や日常生活用具の給付の件数は、それほど多くない。件数が多くないというのは、良いことであると考えられる一方で、周知等による利用促進ができていないとも考えられる。今後、必要な方に情報が届くよう取り組む。	情報発信	維持	福祉課障害福祉係
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(2) 障害のある児童などへの支援	医療的ケア児に対する支援	●医療・障害福祉分野の事業者・広島県・大竹市で構成する「医療的ケア児支援に係る圏域ブロック会議」での協議を通して、医療的ケア児への支援のあり方について検討します。 ●施設などで医療的ケア児などを支援する者や、適切な支援につなぐためのコーディネーターの養成に向けて、関係職員の研修受講を促します。	「医療的ケア児支援に係る圏域ブロック会議」は現在開催していない。コーディネーター養成研修に係る通知を、当係に配置された相談員や市内相談支援事業所に対し周知した。	D	過去開催されていた会議が未開催となっていること、県等が主催するコーディネーター養成研修の周知は行っているが受講にまで結びついていないことが課題である。引き続き研修に係る情報を周知し、研修受講の利用促進に取り組む。	情報発信	維持	福祉課障害福祉係
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(3) 経済的負担の軽減	児童手当の支給	●国の制度に基づき、適正な手当支給を行います。	国の制度に基づき、適正な手当支給を行っている。	A	引き続き、適正な手当支給を行っていく。	—	維持	福祉課児童係
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(3) 経済的負担の軽減	幼児教育・保育の無償化	●国の制度に基づき、適正に実施します。	子ども・子育て支援法に基づく、施設等利用給付認定事務を行った。また、適正な施設等利用給付を行った。	A	経済的負担の軽減には、継続的な給付が重要であると考えられる。	—	維持	福祉課児童係 総務学事課教育指導係
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(3) 経済的負担の軽減	ひとり親家庭などへの経済的支援	【児童扶養手当】 ●国の制度に基づき、適正な手当支給を行います。	国の制度に基づき、適正な手当支給を行っている。	A	引き続き、適正な手当支給を行っていく。	—	維持	福祉課児童係
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(3) 経済的負担の軽減	ひとり親家庭などへの経済的支援	【ひとり親家庭等医療費助成】 ●ひとり親家庭の父親または母親とその児童などに対する医療費を広島県の補助制度に準じて助成します。	ひとり親家庭の父親または母親とその児童などに対する医療費を、広島県の補助制度に準じて助成した。	A	今後も、ひとり親家庭の父親または母親とその児童などに対する医療費を、広島県の補助制度に準じて助成する。	—	維持	保健医療課国保年金係
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(3) 経済的負担の軽減	ひとり親家庭などへの経済的支援	【特定者用定期乗車券購入助成】 ●児童扶養手当を受給している方が、通勤のためJRを利用する際、定期券を3割引で購入できる証明書を交付します。	特定者用定期乗車券購入助成については、毎年数名の利用があるため、希望者に証明書の交付を行っていく。	A	引き続き、希望者に対し、証明書の交付を行っていく。	—	維持	福祉課児童係
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(3) 経済的負担の軽減	ひとり親家庭などへの経済的支援	【高等職業訓練促進給付金】 ●母子家庭の母親や父子家庭の父親の就労支援や生活の安定のため、就労に必要な資格(看護師、介護福祉士、保育士、社会福祉士、調理師ほか)の取得のための養成訓練の受講期間中の生活手当として、国の基準に準じて給付金を支給します。	高等職業訓練促進給付金の申請者に対し、国の基準に準じた給付金を支給している。	A	引き続き、制度の周知を行い、希望者に申請を促していく。	—	維持	福祉課児童係
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(3) 経済的負担の軽減	ひとり親家庭などへの経済的支援	【自立支援教育訓練給付金】 ●母子家庭の母親や父子家庭の父親の職業能力の開発・向上に資する教育訓練講座の受講に必要な費用に対して、国の基準に準じて給付金を支給します。	令和2年度以降、自立支援教育訓練給付金の申請はなかった。	A	引き続き、制度の周知を行い、希望者に申請を促していく。	—	維持	福祉課児童係
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(3) 経済的負担の軽減	ひとり親家庭などへの経済的支援	【母子・父子・寡婦福祉資金の貸付】 ●母子・父子家庭、寡婦の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、修学、修業などにかかる各種資金の貸付を無利率または低利率で行います。	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付希望者に対し、各種資金の貸付を行った。	A	引き続き、制度の周知を行い、希望者に申請を促していく。	—	維持	福祉課児童係

区分	項目	施策・事業	主な取組	達成状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	種別	今後の方向性 (選択式)	担当部署
4. 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援	(3) 経済的負担の軽減	助産施設への入所	●経済的理由で病院や助産所に入院して出産できない妊産婦が安全に出産できるよう、助産施設への入所を措置します。	令和2年度以降、措置が必要なケースはない。	A	今後、経済的理由で病院や助産所に入院して出産できない妊産婦がいるケースがあれば、助産施設への入所措置を行う。	—	維持	福祉課児童係
5. 健やかな次世代の育成	(1) 幼児教育・保育の推進、小・中学校との連携促進	幼児教育・保育の推進	●広島県が策定した「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに揚げる「目指す乳幼児の姿」の実現に向けて、広島県が派遣する「幼児教育アドバイザー」を活用し、幼稚園・保育所・認定こども園などの教育・保育の質の向上に取り組む。 ●幼稚園や保育所(園)において、家庭や地域、学校などと連携しながら、自然体験、社会体験などの生活体験を重視した教育・保育を進め、幼児の豊かな心を育みます。	自然体験、社会体験などの生活体験を重視した教育・保育については、十分に取組めていない。	E	児童の豊かな心を育むための自然体験、社会体験などの生活体験を重視した教育・保育の在り方については、今後研究する。	取組内容の改善	維持	福祉課児童係
5. 健やかな次世代の育成	(1) 幼児教育・保育の推進、小・中学校との連携促進	幼保小連携の推進	●幼稚園・保育所・認定こども園での育ちと学びを小学校での学びにつなぐため、幼稚園・保育所・認定こども園が中心となって編成する年長児のカリキュラムと、小学校が中心となって編成する小学1年生のカリキュラムの「つながり」や「接続」を意識した「幼保小接続カリキュラム」を編成するなどにより、双方が連携して子どもの育ちと学びを連続させていく「幼保小連携」を推進します。 ●「幼保小連絡会」などを通して、就学前・就学後の一人一人の子どもの状況を共有し、適切な教育・支援につなげます。	就学前・後で関係者が連携を図ること、子どもへの適切な教育・支援につなげることができた。	B	継続して、関係者が連携をとると共に、保護者へ働きかけを行う。	—	維持	福祉課児童係 総務学事課教育指導係
5. 健やかな次世代の育成	(1) 幼児教育・保育の推進、小・中学校との連携促進	小・中学生と乳幼児のふれあいの促進	●小・中学校、保育所(園)、幼稚園、関係機関・団体などが連携し、小・中学生が乳幼児とのふれあいを通じて、子育てなどについて学ぶ場や機会を提供します。	園児が小学校の行事に参加したり、中学生が園所に向いて一緒に活動することにより、上級生としての責任を持つことができた。	B	連携をしっかりと、取組を継続していきます。また、児童・生徒に目的を持たせて、学習を行う。	—	維持	福祉課児童係 総務学事課教育指導係 生涯学習課社会教育係
5. 健やかな次世代の育成	(2) 小・中学校教育の推進	学校評価制度の活用	●学校の自己評価・学校関係者評価の結果をふまえて学校運営を改善するとともに、信頼される開かれた学校づくりを目指します。	それぞれの評価をもとに改善していくとともに、課題を見つけ次の取組につなげた。	B	達成したことやこれからの取組について地域・保護者の認知、理解を増やしていく。	情報発信	維持	総務学事課教育指導係
5. 健やかな次世代の育成	(2) 小・中学校教育の推進	教育推進事業	●児童生徒一人一人が将来をたくましく生きる力を培うために、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む取組を行います。	児童生徒の実態に応じて、各校で研究を進め、「確かな学力」の定着の為に授業等を行っている。道徳教育や体験活動、生徒指導を通して「豊かな心」の育成を図った。また、「健やかな体」の育成のため、体育の授業等を行っている。	B	各取組を、継続することで、児童生徒へ学力等を定着をさせる。	—	維持	総務学事課教育指導係
5. 健やかな次世代の育成	(3) 青少年の健全育成	青少年育成支援団体の支援・連携強化	●大竹市青少年問題協議会を核として、関係機関・団体と連携して、青少年の健全育成に取り組む。	青少年問題協議会を核として関係団体等と連携し、青少年の健全育成に取り組んだ。	A	青少年問題協議会を核とした青少年の健全育成の体制を維持していく。	—	維持	生涯学習課社会教育係
5. 健やかな次世代の育成	(3) 青少年の健全育成	21世紀を担う人材育成事業	●異学年交流による体験学習を通して、自主性や社会性、コミュニケーション能力を高め、将来の大竹市を担う青少年の健全育成に取り組む。 ●他の自治体の中学生との交流、平和学習を通して、広い視野と友情を深め、地域リーダーの養成と青少年の健全育成に取り組む。	ジュニアリーダー育成事業や放課後子ども教室で、異学年交流を行い青少年の健全育成に取り組んだ。中学生交歓交流事業等で、平和学習等に取り組んだ。	A	参加者数を維持していくことが課題である。	人材確保	維持	生涯学習課社会教育係
5. 健やかな次世代の育成	(3) 青少年の健全育成	いじめ、不登校、非行への対策	●いじめアンケートの実施や児童生徒の日々の観察などを通して、いじめを早期に発見し、組織的に解決します。また、総務学事課及び各学校でいじめ防止対策推進委員会を開催し、いじめ防止のための対策を総合的に推進します。 ●相談体制を充実し、学校と家庭との連携を図りながら、社会的自立の支援を行うとともに、家族等の心のケアも行います。 ●授業などを通して、社会の規範を守る教育を行うとともに、犯罪につながる行為に対しては速やかに関係機関につなげます。	学校においては、いじめアンケート等を年3回実施し、いじめを早期発見、早期解決に向けて取り組んだ。いじめ防止対策推進委員会を開催し、対策等を協議した。また、不登校児童生徒に対し、教職員等が連絡を取り、関係機関との連携や進学に向けて取組むことができた。社会教育においては、非行防止実行委員会と連携し、関係団体との情報共有に努めている。各団体間で事例を相談・つないだりできる顔の見える関係を築いている。	B	学校においては、いじめ、不登校、非行への未然防止の取組を継続する。また、各事業が起った時、早急に対応する。社会教育においては、非行防止実行委員会等の活動趣旨を周知し、顔の見える関係づくりを支援する。	連携強化	維持	総務学事課教育指導係 生涯学習課社会教育係
5. 健やかな次世代の育成	(3) 青少年の健全育成	思春期保健の充実	●授業などを通して、性に関することや生命の尊さに関することについて学ぶ機会を充実し、正しい知識の普及啓発を行います。 ●相談体制を周知します。	相談体制を周知できた。性に関すること、生命の尊さに関することについて授業で学ぶ機会を設定した。また、警察等の関係機関から講師を招聘し、講話を行ってもらった。	B	相談体制を継続していく。また、性、生命に関する教育を継続的に実施していく。	—	維持	総務学事課教育指導係
5. 健やかな次世代の育成	(3) 青少年の健全育成	未成年の喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	●授業などを通して、喫煙・飲酒・薬物乱用防止などの教育を進め、全市民を対象に、喫煙・飲酒・薬物乱用防止などの啓発に取り組む。	学校においては、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等に関する教育を保健の授業等で実施した。また、警察や学校医等を講師として招聘し、薬物乱用防止教室を実施した。社会教育においては、計画期間中、市青少年育成センターで、学校及び地域の児童委員等と連携し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止のための青少年教育を行った。	B	学校においては、今年度も継続的に授業や各種講演等を行い、児童生徒の指導を行っていく。また、学校及び地域の児童委員等と連携し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止などの啓発に取り組んでいるものの、それぞれが別の業務等を抱えながら活動しているため、活動の範囲に限界があるということが課題である。	連携強化	維持	総務学事課教育指導係 生涯学習課社会教育係
5. 健やかな次世代の育成	(3) 青少年の健全育成	スポーツを通じた子どもの体力向上の促進	●子どもの体力向上のため、スポーツ教室・大会や各種講座を開催し、子どものスポーツ活動を推進します。	総合型地域スポーツクラブや体育協会(現スポーツ協会)を中心に、さまざまなスポーツ教室・大会を開催した。	B	各種スポーツ教室・大会を維持・充実していくため、活動主体の組織体制の強化や人材育成が課題である。	人材確保	維持	生涯学習課施設スポーツ係
5. 健やかな次世代の育成	(3) 青少年の健全育成	生涯学習の推進	●市民ボランティアを公募し、積極的な人材活用を図るとともに、市民に広く情報を発信することで、地域における「人づくり・まちづくり」につなげます。 ●小・中学生を対象とした、こども情報誌の発行など、青少年の健全育成につながる情報を提供します。	らららんサポーター(講師ボランティア)の登録制度を行い、ホームページにて情報提供した。生涯学習グループを紹介するらららん情報誌を毎年発行した。	B	新規サポーターの登録を伸ばすこと、登録したサポーターの活躍の場の提供が課題である。	取組内容の改善	維持	生涯学習課社会教育係
5. 健やかな次世代の育成	(3) 青少年の健全育成	自然体験、環境学習などの推進	●子ども対象の事業や親子で参加できる事業として、自然体験や環境学習などを取り入れます。 ●市民団体が主催する自然体験型キャンプなどを支援します。	ジュニアリーダー育成事業では、環境整備課と共同で環境学習を行った。青少年育成市民会議の実施するキャンプ「野性への挑戦」の支援を行った。	A	団体の構成員の高齢化により、事業の継続が今後難しくなる可能性があるため、新規構成員の獲得が大きな課題である。	人材確保	維持	生涯学習課社会教育係 環境整備課環境整備係
5. 健やかな次世代の育成	(3) 青少年の健全育成	郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実	●授業などを通して、郷土の歴史や文化を学ぶ機会の充実に取り組む。 ●市民団体などと連携しながら、「風づくり・風上げ」や「ひな流し」、「手すき和紙」など、現在の取組を継続しつつ、伝統文化に親しむ機会を創出します。	学校においては、授業等で、郷土の歴史・文化を学習した。特に、小学校中・高学年社会の授業において「わたしたちのまち大竹市」を活用して学習を行った。また、社会教育においては、計画期間中、コロナ禍で事業ができない期間もあったが、大竹市青少年育成市民会議等と連携し、「風づくり・風上げ」や「ひな流し」、「手すき和紙」等、現在の取組を継続しつつ、伝統文化に親しむ機会を創出した。	B	学校においては、引き続き、授業等で郷土の歴史・文化を学習する機会を設定する。また、社会教育においては、各種事業を行う団体等の構成員の高齢化により、事業の継続が今後難しくなる可能性があるため、新規構成員の獲得が大きな課題となっている。	人材確保	維持	総務学事課教育指導係 生涯学習課社会教育係
6. 子育てにやさしい生活環境の整備	(2) 子育てバリアフリー化	福祉のまちづくりの推進	●「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、妊産婦の方や乳幼児連れの方や障害のある子どもなどが利用しやすいよう、条例の対象となる施設の整備誘導を行います。	条例の施設に対して、適切な整備を行うよう指導を行った。	A	引き続き、条例の対象となる施設整備誘導に取り組んでいく	—	維持	都市計画課建築住宅係

区分	項目	施策・事業	主な取組	達成状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	種別	今後の方向性 (選択式)	担当部署
6. 子育てにやさしい生活環境の整備	(2) 子育てバリアフリー化	子育て世帯を支える意識の啓発・情報発信	●子育て世帯が不自由さや気まずさを感じることなく生活することができるように、関係機関・団体などに機会をとらえて呼びかけるほか、市広報やホームページなども活用しながら啓発を行い、「子育てに優しいまち」の普及と意識の醸成に取り組みます。	子育て世帯を支える意識の啓発・情報発信については、取り組んでいない。	E	子育て世帯を支える意識の啓発・情報発信方法については、今後研究する。	情報発信	維持	福祉課児童係
6. 子育てにやさしい生活環境の整備	(3) 交通安全・防犯活動の推進	交通安全活動の推進	●保育所・認定こども園などにおいて、関係機関・団体などの協力のもと、交通安全教室の開催など児童の交通安全意識の向上に取り組みます。 ●保育所などのお散歩ルートの安全確保のため、国が進める「キッズ・ゾーン」の設定について、必要箇所や費用負担などを踏まえて検討を進めます。 ●各小・中学校において、警察、交通安全協会、PTAとの連携により、交通安全指導や自転車の乗り方の指導を行うほか、授業などを通して交通安全教育を行います。 ●各小・中学校を中心に、PTA、警察、道路管理者、行政機関等が連携する大竹市通学路交通安全プログラムの取組を継続することにより、防犯・防災の視点も取り入れながら、児童・生徒の登下校中の安全確保に取り組みます。	保育所・認定こども園においては、お散歩ルートを設定し、職員間で確認することで、外出時における交通安全に努めている。また、通常の保育の中で、交通安全意識の向上に取り組んでいる。 学校においては、関係機関との連携を行い、交通安全指導や自転車の乗り方指導を行った。また、関係機関と連携を行い、学校で登下校の安全指導を行った。 大竹警察署、大竹市交通安全協会などと連携し、保育園や小中学校での交通安全教室のみならず、地元企業による自転車安全教室を開催するなど、交通安全意識の向上に努めた。	B	保育所・認定こども園などにおいては、交通事故が発生しないよう、引き続き交通安全意識の向上に努める。 学校においても、引き続き、取組を継続し、安全に登下校できる様、指導を行う。 また、自転車の安全に関する関心が高いことから、ニーズに応じた啓発活動を実施していく。	取組内容の改善	維持	福祉課児童係 自治振興課自治振興係 総務学事課教育指導係
6. 子育てにやさしい生活環境の整備	(3) 交通安全・防犯活動の推進	あいさつ運動	●自治会や地域ボランティアによる子どもの見守りを兼ねたあいさつ運動を継続します。	地域ボランティアによる、自主的な見守り活動が実施されている。	A	ボランティアによる子どもへの「あいさつ運動」等は、上記「交通安全活動の推進」の登下校中の見守り活動の一環として実施されている。	—	上記「交通安全活動の推進」と重複するため、一覽から削除	自治振興課自治振興係